

## ロマ(ジプシー)の国際的保護

International Protection of Roma

窪 誠(KUBO Makoto)

ロマ(ジプシー)の問題が国際的に注目されるようになったのは、近年のことである。欧州安全保障協力会議(CSCE)<sup>1</sup>の人道的側面に関するコペンハーゲン会合文書(1990)第4章第40段落は、以下のように宣言した。

「参加国は、全体主義、人種のおよび種族的憎悪、反ユダヤ主義、排外主義およびいかなる者に対する差別、ならびに、宗教的およびイデオロギー的理由にもとづく迫害を明確かつ無条件に非難する。さらに、この文脈において、参加国はロマ(ジプシー)固有の問題を認識する。」<sup>2</sup>

これ以降、ヨーロッパの国際機関を中心に機関を中心にロマ保護のためのさまざまな措置がとられるようになる。例えば、CSCEは、1994年、それまであった「民主的制度および人権のための事務局(ODIHR)」の中に、ロマ問題を取り扱うための「ロマおよびシンティ問題のためのコンタクトポイント」と呼ばれる部署を設置する。<sup>3</sup>その翌年、CSCEはOSCE(欧州安全保障協力機構)に改組される。また、欧州審議会は、1994年、「ロマおよびトラベラーズに関する活動コーディネーター」と題するロマに関する活動調整者を設置し、1995年には「ロマ、ジプシおよびトラベラーに関する専門家委員会」を設置する。<sup>4</sup>

それでは、ロマおよびシンティが人権侵害の被害者となった場合には、国際的にはどのような救済手段があるのだろうか。ヨーロッパには、自由権に関して、ヨーロッパ人権条約があり、ヨーロッパ人権裁判所がその実施を監督しており、社会権に関して、ヨーロッパ社会憲章があり、ヨーロッパ社会権委員会がその実施を監督している。本研究報告は、後者のヨーロッパ社会憲

---

<sup>1</sup> 以下参照。百瀬宏、植田隆子編、『欧州安全保障協力会議(CSCE)：1975-92』日本国際問題研究所、1992。吉川元『ヨーロッパ安全保障協力会議(CSCE)：人権の国際化から民主化支援への発展過程の考察』三嶺書房、1994。

<sup>2</sup> Document of the Copenhagen Meeting of the Conference on the Human Dimension of the CSCE (<http://www.osce.org/documents/chronological.php>, 2007年7月19日アクセス)

<sup>3</sup> Office for Democratic Institutions and Human Rights (<http://www.osce.org/odihhr/18149.html>, 2007年7月19日アクセス) 参照。

<sup>4</sup> Council of Europe, "Roma and Travellers" ([http://www.coe.int/T/DG3/RomaTravellers/Default\\_en.asp](http://www.coe.int/T/DG3/RomaTravellers/Default_en.asp), 2007年7月19日アクセス)

章を中心に行う。その理由は、以下の通りである。

ヨーロッパ社会憲章は、1961年イタリアのトリノにおいて署名のために開放され、1965年発効した。1989年11月、それまで経済的社会的問題部局内におかれていた社会憲章の事務局を人権部局内に移して以来、いくつかの議定書の採択および憲章自体の改正を含めて、数多くの改革がなされてきた。

ロマにとって重要なのは、改正憲章第 31 条が規定する居住権である。ロマは劣悪な居住環境のなかで生活することを余儀なくされ、さらに強制立ち退きなどの被害を被っている。実際、ヨーロッパ社会憲章における集団申し立て制度において、居住権に関する申し立ては、すべてロマの居住環境もしくは強制立ち退きに関するものであった。よって、これらの申し立てを検討し、ヨーロッパ社会憲章がロマをどのように保護しているのかを明らかにした。